

議案第 6 号

手数料条例の一部を改正する条例制定について

手数料条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 18 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

手数料条例の一部を改正する条例

第1条 手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中「

38 通知カード再交付手数料		1件につき 500円	交付のとき
39 個人番号カード再交付手数料		1件につき 800円	交付のとき
40 住民基本台帳住民票の写しの広域交付手数料		1件につき 300円	交付のとき
41 前各号以外の証明手数料		1件につき 300円	証明のとき
42 汚泥処理手数料		浄化槽汚泥1リットルにつき4.8円	搬入のとき

」を「

38 個人番号カード再交付手数料		1件につき 800円	交付のとき
39 住民基本台帳住民票の写しの広域交付手数料		1件につき 300円	交付のとき
40 前各号以外の証明手数料		1件につき 300円	証明のとき
41 汚泥処理手数料		浄化槽汚泥1リットルにつき4.8円	搬入のとき

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用する。